新規利用申し込み手順フローチャート
（初めて介護保険の認定を受ける方）

① **市町村の介護保険担当課へご相談**

※介護保険の申請手続きを行い、担当する居宅介護支援事業者を選定して頂きます。
（居宅介護支援事業者からの申請依頼も可能です）

▽

② **担当居宅介護支援専門員より当事業所へ利用相談**

※居宅介護支援専門員から利用相談があった場合は、利用希望者の情報収集を行います

▽

③ **利用判定書の作成・利用判定会議の実施**

※情報収集後、判定書を作成した上で、利用判定会議を実施して利用判定を決定していきます
※判定結果（利用受入可能曜日等）を居宅介護支援専門員に提示します。

▽

④ **担当居宅介護支援専門員より当事業所への（本）申込み**

※提示結果で良ければ、居宅介護支援専門員より、利用本申込をしてもらいます。

▽

⑤ **必要書類（申込書・情報提供表）の提出**

※利用前に申込書・情報提供表を提出して頂きます。申込書は家族の記入をお願いする。

▽

⑥ **ご契約**

※本申込時に契約日時を調整してもらい、ご契約をさせていただきます。

▽

⑦ **ご利用開始**

※ご利用が開始となります。ご本人様用の計画書を作成させていただきます。